

愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金

申請要領

申請受付期間

- 1 物価上昇対応事業のみを申請する場合

令和8年5月11日(月)～7月10日(金)

- 2 物価上昇対応事業と賃上げ事業の両方を申請する場合

または 賃上げ事業のみを申請する場合

令和8年6月1日(月)～7月10日(金)

- ※ 本事業では交付申請と実績報告を同時に行います。賃上げ事業では6月以降の賃金改善の状況に基づき実績報告を行う必要があるため、6月から申請が可能となります。
- ※ 原則、WEBにより申請してください。ただし、WEB申請ができない場合、郵送による申請も可能です。(持参不可)
- ※ 申請が可能なのは1施設につき1回限りです。
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、早急な修正をお願いします。

お問合せ先

愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業コールセンター

TEL:089-907-7311

対応時間:午前9時～午後5時(土日祝日除く)

提出先

《WEB申請(推奨)の場合》

次の方法により専用ページにアクセスして申請

- ①愛媛県ホームページ「愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金の申請について」にアクセス

(URL:<https://www.pref.ehime.jp/page/134738.html>)

- ②次に、4.申請方法の「WEB申請はこちら」<外部リンク>をクリック

《郵送による申請の場合》

〒790-0003 愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 伊予鉄総合企画(株)内

「愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」事務局 宛

業務委託

本事業の申請に係る受付、審査、コールセンター運営業務は伊予鉄総合企画株式会社に委託して実施します。

愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領により支給するものとします。

1 趣旨

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇改善及び経営の改善に向けて物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費に係る物価上昇に対応することにより、地域医療提供体制の確保を図るため、診療所、訪問看護ステーション及び薬局（以下「診療所等」という。）を対象として、補助金を交付するものです。

2 補助対象施設

1 対象施設

補助金の対象施設は、所在地が愛媛県内にあり、申請日時時点で運営中の別表1・2に掲げる診療所等とします。

ただし、賃上げ事業の対象となるのは、令和7年12月～令和8年5月の間、職員のベースアップ等を実施している診療所等に限り、対象となる賃金改善の詳細は別表1の※1をご確認ください。

2 対象外施設

次のいずれかに該当する者が設置する施設は補助の対象外とします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 県税に未納がある者

3 交付額

別表1・2に基づき算出した額を交付します。

ただし、賃上げ事業については、賃金改善報告書（後日お示しします）により報告した賃金改善の総額が別表1に基づき算出した額を下回る場合には、賃金改善報告書で算出した賃金改善の総額を交付額とします。

また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

4 申請手続

1 受付期間

(1) 物価上昇対応事業のみを申請する場合

令和8年5月11日(月)～7月10日(金)

(2) 物価上昇対応事業と賃上げ事業の両方を申請する場合

又は賃上げ事業のみを申請する場合

令和8年6月1日(月)～7月10日(金)

※(1)(2)ともにWEB申請の場合は申請期限当日17時までの受付とし、郵送による申請の場合は申請期限当日の消印有効とします。

2 申請書等

申請書類			
	様式	書類名	注意事項
①	交付要綱様式 第1号	愛媛県医療機関等 における賃上げ・物 価上昇に対する支 援事業費補助金交 付申請書兼実績報 告書	<ul style="list-style-type: none">提出方法はWEB申請又は郵送に限ります。記載例に従い<u>手書きではなくデータ上で赤 枠内の内容を入力してください。</u>振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。必ず申請者名義の口座を指定してください。 (※法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。)
②	様式第1-1 号	賃上げ・物価上昇に 対する支援事業に 係る申請額計算書	<ul style="list-style-type: none">記載例に従い<u>手書きではなくデータ上で赤 枠内の内容を入力(またはチェックボック スにチェック)してください。</u>
③	—	賃金改善報告書 (賃上げ事業を申 請する場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"><u>賃上げ事業の申請開始日までに様式をHP上 でお示しします。</u>記載例に従い<u>手書きではなくデータ上で内 容を入力してください。</u>物価上昇対応事業のみを申請する場合は添 付不要です。
④	—	振込先がわかる書 類(預金通帳等)の 写し	<ul style="list-style-type: none">通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名 義・口座番号等が記載されている部分)の写 しを添付してください。WEB申請での提出の場合は、画像データに よる提出可

※申請書様式は、愛媛県ホームページ

(URL:<https://www.pref.ehime.jp/page/134738.html>)からダウンロードしてください。

3 提出先・提出方法

原則、WEB申請により、次の宛先まで提出してください。ただし、WEB申請ができない場合は郵送により提出することも可能です(持参不可)。

なお、WEB申請による提出の場合は、申請書の押印を省略できます。

【WEB申請（推奨）の場合】※押印不要

次の方法により専用ページにアクセスして申請

- ①愛媛県ホームページ「愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金の申請について」

(URL:<https://www.pref.ehime.jp/page/134738.html>)にアクセス

- ②次に、4. 申請方法の「WEB申請はこちら」<外部リンク>をクリック

【郵送の場合】※押印必要

(提出先) 〒790-0003

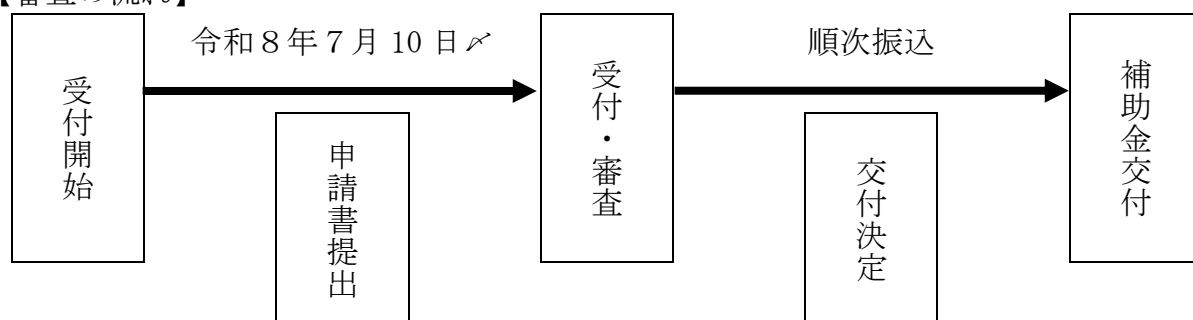
愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 伊予鉄総合企画(株)内
「愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」
事務局 宛

4 審査・振込

事務局による審査の結果、補助金を交付する旨を決定したときは、後日、補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書を発送のうえ、指定の口座へ振り込みます。

なお、申請書類に不備があった場合は、事務局から申請者へ連絡しますので、早急な修正をお願いします。

【審査の流れ】



5 その他

- ・申請は、1施設につき1回限りです。
- ・賃上げ事業を申請する場合、物価上昇対応事業と別々に申請するのではなく、賃上げ事業の申請期間に合わせて同時に提出してください。

5 その他

- 1 補助金交付決定後、補助要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還いただきます。
- 2 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じコピー等をお手元に保管ください。
- 3 申請により得られた情報は、補助金交付業務以外に使用することはありません。

別表1：賃上げ事業（※1）の補助対象施設及び交付単価

1 補助対象施設	2 交付単価
有床診療所（令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※2）を届け出ている施設に限る。）	(1) 使用許可病床数3床以上の有床診療所 使用許可病床数×72千円 (2) 使用許可病床数が2床以下の有床診療所 1施設当たり150千円
無床診療所（令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※2）を届け出ている施設に限る。）	1施設当たり150千円
訪問看護ステーション（令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※2）を届け出ている施設に限る。）	1施設当たり228千円
薬局（令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※3）する施設に限る。）	(1) 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※4）として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む。以下同じ。）である保険薬局 1施設当たり145千円 (2) 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※4）として6店舗以上19店舗以下である保険薬局 1施設当たり105千円 (3) 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※4）として20店舗以上である保険薬局 1施設当たり70千円
現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※3）する施設	(1) 使用許可病床数3床以上の有床診療所 使用許可病床数×72千円 (2) 使用許可病床数が2床以下の有床診療所及び無床診療所 1施設当たり150千円 (3) 訪問看護ステーション 1施設当たり228千円

※1 賃上げ事業の対象となる賃金改善の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、本事業の交付額を令和7年12月から令和8年5月までの間に実施する対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ。以下同じ。）に活用するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に令和8年3月までの間に対象職員に支給した令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当も対象とすることができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。
- (2) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の交付額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。
- (3) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- (4) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等を財源として行っている部分に充てることができない。

※2 「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

※3 別途定める「賃金改善報告書」において、令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。

※4 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）又は特掲診療料の施設基準に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

別表 2 : 物価上昇対応事業の補助対象施設及び交付単価

1 補助対象施設	2 交付単価
有床診療所	(1) 使用許可病床数 14 床以上の有床診療所 使用許可病床数×13 千円 (2) 使用許可病床数が 13 床以下の有床診療所 1 施設当たり 170 千円
無床診療所	1 施設当たり 170 千円
薬局	(1) 所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※) として 1 店舗以上 5 店舗以下 (当該保険薬局を含む。以下同じ。) である保険薬局 1 施設当たり 85 千円 (2) 所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※) として 6 店舗以上 19 店舗以下である保険薬局 1 施設当たり 75 千円 (3) 所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※) として 20 店舗以上である保険薬局 1 施設当たり 50 千円

※ 厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)又は特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。